

基準 1 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	目的・目標	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに
			効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
(1) 学校法人の理念・目的は適切に設定されているか							
a ◎高等教育機関として追及すべき目的(建学の精神、教育理念、使命)を踏まえて、当該附属機関・委員会の理念・目的を設定していること。 【約500字】	建学の精神にのっとり策定した「学校法人明治大学長期ビジョン」に基づき、法人の健全な運営や適正な事業の遂行を推進する。	法人の理念は、前身である明治法律学校以来の建学の精神である「権利自由・独立自治」に基づき、学校を設置し、その教育・研究活動を通じて、広く社会・人類への貢献を行うものである。建学の精神である「権利自由、独立自治」は、個人の権利や自由を認め、学問の独立を基礎として自律の精神を養うという理念を広く普及させることを意味する。2011年には、建学の精神にのっとり、本法人及び設置学校における長期的なビジョン(目標・戦略課題)である「学校法人明治大学長期ビジョン(以下「長期ビジョン」という。)」【1(1)-54-1】を策定した。長期ビジョンは、将来にわたり、明治大学が「新しい知の創造」及び「時代の要請に応える人材の育成」の拠点であり続け、世界に大きく飛翔するため、現在に至るまでの明治大学の歩みを振り返るとともに、可能性を見極め、創立150周年を見据えて、当面する今後10年間の強化の方向性及び理念について定めたものである。当該機関等は、長期ビジョンに基づき、学校法人の健全な運営や適正な事業の遂行を推進している。					1(1)-54-1 学校法人明治大学長期ビジョン
b ●当該附属機関・委員会の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。 【約100字】	長期ビジョン「世界へ国際人の育成と交流のための拠点 世界で活躍する強く輝く「個」を育てる教育研究の実現」を実現する。	明治大学全体が、法人・教学の一致した共通理念である長期ビジョン「世界へ国際人の育成と交流のための拠点 世界で活躍する強く輝く「個」を育てる教育研究の実現」を実現するために、基本政策の策定及び推進を行っている。					
(2) 学校法人の理念・目的が、教職員及び学生に周知され社会に公表しているか							
a ◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること 【約150字】	本学に対する認知度のさらなる向上を図る。	明治大学ホームページに建学の理念等の情報を掲載することによって社会一般に対して広く周知・公表している【1(2)-54-1】。そのほか、受験生に向けては、大学ガイドブックや受験情報誌等に建学の理念等の情報を掲載している【1(2)-54-2】。さらに、国内外の賓客をはじめ一般向けに配布している「明治大学総合案内」を4言語(日本語・英語・中国語・韓国語)で制作し、建学の理念を周知している。【1(2)-54-3】 広告等でも建学の理念を具現化したコンセプト「『個』を強くする大学」というフレーズを使用している。					1(2)-54-1 大学ホームページ「教育情報の公開」 1(2)-54-2 明治大学ガイドブック2014(抜粋) 1(2)-54-3 明治大学総合案内(抜粋)
(3) 学校法人の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか							
a ●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 【約300字】		長期ビジョンを具体化するための計画である「学校法人明治大学中期計画(第1期)(以下「中期計画」という。)」を2014年9月に策定予定である。この中期計画を策定した「学校法人明治大学中期計画策定委員会(以下「中期計画策定委員会」という。)」【1(3)-54-1】の委員会規程第2条第3号に、委員会の任務のひとつとして、「中期計画の実績等評価に関すること。」と定められている。今後のスケジュールとして、2014年度の中長期計画進捗状況の報告等を実施するために、2015年4月に委員会を開催することが決定している。 建学の精神にのっとり策定した「長期ビジョン」を具体化するための「中期計画」は、中期計画策定委員会によって、今後も定期的に進捗状況をチェックするとともに、適宜計画の見直しを実施していく。					1(3)-54-1 学校法人明治大学中期計画策定委員会

基準 2 教育研究組織

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	目的・目標	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt + Enterで簡条書きに
			効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
(1) 学校法人の設置する教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか							
a ◎高等教育機関として追及すべき目的(建学の精神, 教育理念, 使命)を踏まえて、当該付属機関・委員会の理念・目的を設定していること。 【約500字】		学校法人明治大学寄付行為において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神に基づき、学校を設置して教育・研究を行うことを目的とする。」と定めている。 法人の理念は、前身である明治法律学校以来の建学の精神である「権利自由・独立自治」に基づき、学校を設置し、その教育・研究活動を通じて、広く社会・人類への貢献を行なうものである。 建学の精神である「権利自由、独立自治」は、個人の権利や自由を認め、学問の独立を基礎として自律の精神を養うという理念を広く普及させることを意味する。 この理念を実現するため、大学をはじめとする設置学校における人材養成その他の教育研究上の目的に基づく教育研究の充実・発展策を講じ、公共の財産である私立学校の永続性の観点から、競争的環境の下でも安定的な運営が図られるよう、財政の健全性を保ちながら学校経営に努める。 建学の精神にのっとり、130年の歴史と伝統に基づく明治大学にふさわしい、文化の発展と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成するとともに、世界で活躍する人材を育てる教育研究環境を整備し、大学の改革を実行する。					
(2) 付属機関等の教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか							
a ●教育研究組織の適切性を検証するにあたり、責任主体、組織、権限、手続きを明確にしているか。 ●その検証プロセスを適切に機能させて、改善に結びつけているか。 【約500字】		長期ビジョンを具体化するための計画である「学校法人明治大学中期計画(第1期)(以下「中期計画」という。)」を2014年9月に策定した。 中期計画では、「教育」、「研究」、「国際連携」、「社会連携」、「組織・運営体制」等にかかる中期目標及び中期プランを定めている。 中期計画を策定した「学校法人明治大学中期計画策定委員会(以下「中期計画策定委員会」という。)」の委員会規程第2条第3号に、委員会の任務のひとつとして、「中期計画の実績等評価に関すること。」と定められている。 今後のスケジュールとして、2014年度の中期計画進捗状況の報告等を実施するために、2015年4月に委員会を開催することが決定している。 建学の精神にのっとり策定した「長期ビジョン」を具体化するための「中期計画」のうち、「教育」、「研究」、「国際連携」、「社会連携」、「組織・運営体制」等にかかる内容は、中期計画策定委員会によって、今後も定期的に進捗状況をチェックするとともに、適宜計画の見直しを実施していく。					

基準6 学生支援

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	目的・目標	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt + Enterで箇条書きに
			効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
(1) 付属機関等の理念・目的は適切に設定されているか							
a ●修学支援、進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約200字】							
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか							
●方針に沿って、修学支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。 ○留年者、休退学者の状況把握と対応 ○障がいのある学生に対する対応 ○外国人留学生に対する対応 ○学生支援の適切性の確認							
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか							
●方針に沿って、生活支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。 ○学生相談 ○ハラスメント	学生支援の充実 キャンパス・ハラスメント対策	<キャンパス・ハラスメント> 本学は人権尊重の精神の下で大学の諸活動を適正に運営するため「明治大学人権委員会規程」を制定し、人権侵害や差別を防止する諸施策を立案・実施している【6(3)-54-1】。キャンパス・ハラスメントの防止については同規程第7条の下で「キャンパス・ハラスメント対策委員会」を設置し、「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」【6(3)-54-2】及び同規程第5条に基づく「明治大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」【6(3)-54-3】に従って行われている。 「キャンパス・ハラスメント対策委員会」は、学識経験者を含む23名で構成されており、規定された事項を運用するため「キャンパス・ハラスメント相談室」を駿河台キャンパスに設置しており、本学構成員すべての者の相談受付窓口となっている。この他、学生、教職員等別に「相談受付窓口」をホームページで明示している【6(3)-54-4】。2013年4月から2014年5月に寄せられた相談件数は38件（本学全構成員対象）となっている。さらに人権委員会の下に設置された「人権教育・啓発専門委員会」において、「ハラスメントのないキャンパスへ」を学生及び教職員に配付し【6(3)-54-5】、さらに「人権講演会」や研修会等を行うことによりハラスメントへの予防対策を講じている。					6(3)-54-1 明治大学人権委員会規程 6(3)-54-2 明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程 6(3)-54-3 明治大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン 6(3)-54-4 キャンパス・ハラスメント相談室ホームページ「相談受付窓口/相談室案内図」 6(3)-54-5 ハラスメントのないキャンパスへ
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか							
◎学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。 【約400字～800字】							

基準7 教育研究等環境

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	目的・目標	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに
			効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
7-1 校地・校舎の整備							
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか							
a ● 学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を、当該大学の理念、目的を踏まえて、定めているか。 ※方針の文章そのものを本文に明示することが必要になります。明記した上で根拠資料を示してください。 次に、公表・周知について説明し、さらに検証の仕組み(所管委員会、サイクル、方法等)についても付記してください。	長期ビジョン「世界へー国際人の育成と交流のための拠点 世界で活躍する強く輝く「個」を育てる教育研究の実現」を現実化する。	理事会は、「学校法人明治大学長期ビジョン」(2011年11月)を策定し、10年後の明治大学のあるべき姿として定めたビジョン「世界へー国際人の育成と交流のための拠点 世界で活躍する強く輝く「個」を育てる教育研究の実現」を現実化するために、(1)「個」を強め、社会と世界をリードする人材育成の拠点、(2) 知の創造と開かれた学問の拠点、(3) 世界を結ぶヒューマンネットワークの拠点、(4) 学術・文化を世界に発信する拠点としていくことを方針として掲げている【1 (1) -54-1】。また、これを具体化するための基本的方針として「施設設備整備計画」の項目を設定し、教学が策定した「グランドデザイン2020」等との整合性を図りながら、明治大学の教育研究に寄与する教育環境を整備することを明示している。なお、これら長期ビジョンについては、大学ホームページにおいて公表し、広く周知を図っている。【7-1 (1) -54-1】 2013年度からは、長期ビジョンを具体化するため、中期計画策定委員会の下に財務・施設整備計画専門部会【7-1(1)-54-2】を設置し、本学の財政状況を踏まえた施設整備計画(校地・校舎の配備、施設・設備の整備)を策定中である。 中期計画策定委員会規程第2条第3号に、委員会の任務のひとつとして、「中期計画の実績等評価に関すること。」と定められているため、今後は、計画は定期的に進捗状況をチェックするとともに、適宜見直しを実施していく。					1 (1) -54-1 学校法人明治大学長期ビジョン 7-1 (1) -54-1 大学ホームページ「学校法人明治大学長期ビジョン」 7-1(1)-54-2 中期計画策定委員会体制図
b ●教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体、組織、権限、手続きを明確にしているか。 ●その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。		法人側の施設設備整備計画策定については、理事会の下に設置している教育研究施設計画推進委員会がその任を担う【7-1 (1) -54-3】。 2014年度からは、委員会の下に駿河台、和泉、生田及び中野の各キャンパス施設計画推進専門部会を設置し、それぞれ常勤理事が座長となり、学校法人明治大学の将来構想の一環として、今後10年間の施設建替え計画等について検討することとしている。					7-1 (1) -54-3 教育研究施設計画推進委員会規程

法人自己点検・評価委員会

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	目的・目標	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか							
a ◎ 校地及び校舎面積が、法令上の基準(大学設置基準等)を満たしているか。かつ、運動場等の法令上必要な施設・設備を整備しているか。 ● 学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。 ● 方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。	長期ビジョンに基づき、施設設備整備計画を策定し、計画的に修繕や建替えを行う。	教育研究環境整備に関する方針に基づき、各校地・用地に必要な校舎・施設を整備・配備している。2014年5月現在、本学の校地面積は302,640.91㎡、校舎面積は408,828.12㎡で、大学設置基準上必要な校地・校舎面積を充足している【表1】。 施設の維持管理に関しては、「学校法人明治大学固定資産・物品管理規程」【7-1(2)54-1】第3条において、「教育研究の効果を上げるため常に良好な状態において維持するとともに、経済性に留意し、有効適切に管理するよう努める」ことを方針としている。建物等の有形固定資産の管理については担当常勤理事の命を受けて財務部長が総括管理責任者となる。この下に各キャンパス管理責任者を置き、維持管理に努めている。安全衛生に関しては「安全及び衛生規程」【7-1(2)-54-2】を定め、規程に基づき必要な措置が取られている。 管理方式としては、駿河台・和泉・生田キャンパスは統括管理方式により、設備・清掃及び警備の各業務をそれぞれ外部業者に委託しており、設備担当業者を統括管理者として法規を遵守した管理を実施している。施設、備品等については、「固定資産・物品管理規程」に基づいた適切な管理を行っている。また、安全衛生管理については、消防設備点検及び建築設備定期点検を実施し、法令を遵守した管理を行っている。さらに、ビル管理法に基づく害虫点検・駆除及び空気環境測定も行っている。					表1：設置キャンパスの概要 7-1(2)54-1 学校法人明治大学固定資産・物品管理規程 7-1(2)-54-2 安全及び衛生規程
● バリアフリーに対応する等、施設・設備の安全性、利便性を向上させるための取り組み		ユニバーサルデザイン(バリアフリー)への対応として、本学は「グランドデザイン2020」において「バリアフリーに配慮したキャンパスにする」ことを方針としている【7-1(2)-54-3】。これらの方針に基づき、2000年度以降新築された校舎は、バリアフリー対応が施されている。駿河台キャンパスでは、学生が利用する主要施設であるリパティタワー・12号館・アカデミーコモン・グローバルフロントについて、階段手すり・点字ブロックが整備されている。身障者用のトイレは合計14か所に設置されている。					7-1(2)-54-3 グランドデザイン2020(抜粋)

法人自己点検・評価委員会

表1 設置キャンパスの概要

キャンパス名	組織	設置されている教育組織	収容定員 (人)	校地面積 (㎡)	収容定員 一人あたりの 校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	収容定員 一人あたりの 校舎面積 (㎡)
駿河台キャンパス	【学 部】	< 3・4年次 > 法学部・商学部・政治経済学部・文学部・経営学部・情報コミュニケーション学部	11,050	35,988	3.26	168,480	15.25
	【大学院】	法学研究科・商学研究科・政治経済学研究科・経営学研究科・文学研究科・情報コミュニケーション研究科・グローバル・ガバナンス研究科					
	【専門職大学院】	法務研究科・ガバナンス研究科・グローバル・ビジネス研究科, 会計専門職研究科					
和泉キャンパス	【学 部】	< 1・2年次 > 法学部・商学部・政治経済学部・文学部・経営学部・情報コミュニケーション学部	9,402	71,217	7.57	87,420	9.30
	【大学院】	教養デザイン研究科					
生田キャンパス	【学 部】	理工学部・農学部	6,740	169,832	25.20	120,747	17.91
	【大学院】	理工学研究科, 農学研究科					
中野キャンパス	【学 部】	国際日本学部, 総合数理学部	2,681	16,580	6.53	32,181	12.00
	【大学院】	国際日本学研究科・先端数理学研究科・理工学研究科新領域創造専攻・同建築学専攻国際プロフェッショナルコース					

基準 9 管理運営・財務 1 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	目的・目標	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt + Enterで簡条書きに	
			効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述		
(1) 学校法人の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。								
a ●意思決定プロセスや、権限・責任(教学と法人の関係性)、中長期的な大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定めているか。	「長期ビジョン」に基づき、法人の健全な運営や適正な事業の遂行を推進する。	<p>本学は、学長の下で構想される活動と運営の方針は各学部・研究科等から出される個別の要望を踏まえており、その活動と運営を支える財務基盤を法人が担うという形態で運営している。今後の学校経営の在り方として、法人と教学がそれぞれの長期的な展望を共有し、一体的な基本政策の策定及び推進を行い、教育研究の充実と経営面のより一層の調和を図るため、当面する今後10年間の強化の方向性及び理念を定めることを目的とした「学校法人明治大学長期ビジョン」を制定した【1(1)-54-1】。</p> <p>10年後の明治大学の長期ビジョンとして、「世界へ国際人の育成と交流のための拠点、世界で活躍する強く輝く『個』を育てる教育研究の実現-」を掲げた。</p> <p>さらに、長期ビジョンを具体化するための施策として、①教育、②研究、③社会連携・社会貢献、④国際連携、⑤施設設備整備計画、⑥財務戦略、⑦組織・運営体制の領域で7つの基本方針を策定している。</p>						1(1)-54-1 学校法人明治大学長期ビジョン
		<p>この中で特に⑤～⑦について、学校法人としての管理運営方針を次のとおり明示している。</p> <p>施設設備整備計画として、「教学が策定した「グランドデザイン2020」等との整合性を図りながら計画を策定するとともに、計画策定には財務的裏づけが必須であるため、積極的な財務政策の確立と財務視点の展開」のもとで計画を推進していくことを掲げている。また、財務戦略の策定にあたって、「健全な財務運営を行い、事業計画に優先順位を付して、当該事業計画を着実に実行していくための資金計画を立案・実行していく」ことを示したうえで、その具体的な実現方策を明示している。また組織・運営体制として、「近年の高等教育機関をめぐる状況の変化に的確に対応するとともに、常に変化への予測を踏まえ、諸課題に対して主体的、機動的に対処できる体制を構築する」ことを示したうえで、7点の方向性を明示している。</p>						
●方針を教職員が共有しているか。		<p>長期ビジョンはホームページに公表するとともに【7-1(1)-54-1】、教職員には冊子やMICS(事務情報共有サービス)に掲載している。また新入職員研修において、長期ビジョンに基づいた本学の方向性や理念について説明を行っている。</p>						7-1(1)-54-1 大学ホームページ「学校法人明治大学長期ビジョン」

法人自己点検・評価委員会

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	目的・目標	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「改善を要する点」に対する発展計画		Alt + Enterで箇条書きに	
					「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	当年度・次年度対応 H列にあれば記述		中長期的対応 H列にあれば記述
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか								
a	◎所用の職を設け、これに対応する組織を整備し、これらの権限を明確に定めているか。 ●方針に基づき、適切な規程を整備し、規程に則った管理運営を行っているか。	学校法人明治大学寄附行為等に基づき、適正な管理運営を行う。	<p>本学は二長制を採用しており、学校法人明治大学を代表し、その業務を総理する「理事長」を置く一方【9(2)-54-1】、明治大学を代表し、本大学の教育理念に基づき、校務をつかさどり、所属教職員を統督する「学長」を置いている【9(2)-54-2】。</p> <p>理事長は、法人を代表し、経営に関する総括者として学内諸機関全般の円滑な運営を図り、所定の業務を遂行することによって、教育・研究の向上を図ることを基本的業務としている。理事長をはじめとした各理事の業務基準・専決事項は「理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程」に定め【9(2)-54-3】、各事務管理職についても「事務管理職職務権限規程」に基本的職務及び権限を規定しており【9(2)-54-4】、これに従い決裁手続きを行っている。</p> <p>学長は、「学校法人明治大学寄附行為(以下、寄附行為とする。)」上で理事と定めており、大学における教育・研究の方針及び計画について理事会に提案するとともに、理事会の一員として経営的責任を負うことにより教育面と経営面の調和を保持し、もって教育・研究の向上を期することを基本的業務としている。なお、副学長、学部長及び大学院長等の職務についても規定されており、教学の意思決定プロセスは適切に運用されている。</p> <p>二長を補佐する役割として、理事長には理事、学長には副学長、学長室専門員が主となり業務執行、政策立案することにより、法人組織及び教学組織の管理運営を行っている。</p> <p>法人の意思決定プロセスについては、以下のとおり明示する。</p>					9(2)-54-1 学校法人明治大学寄附行為 9(2)-54-2 明治大学学則 9(2)-54-3 理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程 9(2)-54-4 事務管理職職務権限規程
		(1) 理事会 理事会は、本学の教育・研究の充実及び向上を目的とする有効適切な経営管理を行うため、「事業計画書」をはじめ【9(2)-54-5】、基本的な施策、方針、計画等本学の本学重要事項を審議し、決定することを基本的業務とし、定期(毎月隔週)で開催している。理事長、学長、常勤理事(5名)及び理事(4名)を構成員とし、法人の業務について意見を述べる責務を持つ監事(3名)も出席している【9(5)-54-6】。理事会は理事総数の過半数が出席することにより開催し、議事については、「出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決すること」及び「重要事項などについては理事総数の3分の2以上の議決がなければならないこと」を寄附行為第11条に規定している。理事会は議題に応じて「業務執行権限の委任に関する理事会申合せ【9(2)-54-7】」に則り、理事会、常勤理事会及び理事長の業務執行権限を下位の執行機関又は執行者に委任し、効率的な意思決定を行っている。また「理事会と学部長会との懇談会」を適宜開催し、教学組織との情報共有に努めている。					9(2)-54-5 2013年度事業計画 9(5)-54-6 学校法人明治大学法人役員一覧及び2013年度理事会等開催日程 9(2)-54-7 業務執行権限の委任に関する理事会申合せ	
		(2) 常勤理事会 常勤理事会は、理事会において決定した基本方針に基づき、その具体的施策に関して協議・決定するとともに、理事会に付議する事項について事前協議するために設置し、業務基準として、「理事会に付議する事項についての事前協議及び調整に関すること」をはじめ6点を規定し、原則毎週開催している。構成員は理事長、学長及び常勤理事(5名)であり、オブザーバーとして教学から総合政策担当副学長が出席している。						

法人自己点検・評価委員会

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	目的・目標	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
		(3) 評議員会 評議員会は、評議員74人をもって組織し【9(2)-54-8】、年2回定時に、又は必要があるときは臨時で開催する【9(2)-54-9】。評議員会の議事進行役として、評議員の互選をもって、議長及び副議長各1人を置く。評議員会は評議員総数の過半数の出席をもって開催し、議事については、「法令又は校規に特別の定めがある場合を除いては、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する」ことを寄附行為第23条に規定している。なお、大学院長、各学部長及び高等学校長兼中学校長が職務上の評議員として出席しており、法人としての意思決定に参画している。					9(2)-54-8 学校法人明治大学評議員一覧 9(2)-54-9 学校法人明治大学寄附行為施行規則
b	●管理運営に関する検証プロセスを適切に機能させ、改善につながっているか。	長期ビジョンの具体化に向けた中期計画の策定、課題の設定等に関する事項を検討することにより、学校法人と大学の運営及び教育研究活動を永続的に発展させることを目的として「学校法人明治大学中期計画策定委員会」【1(3)-54-1】を立ち上げ、経営企画担当理事が委員長となって検討している。一方、理事会の諮問機関として、財務戦略に関する基本方針及び財政見通しを理事会に答申することを目的に、財務担当理事を委員長として「財政検討委員会」を設置し【9(2)-54-10】、2013年9月末に財政検討委員会答申書（第一次）を理事長宛に提出した【9(2)-54-11】。この財政的な基本方針・見通しを踏まえて「中期計画策定委員会」は中期計画を策定中である。					1(3)-54-1 学校法人明治大学中期計画策定委員会 9(2)-54-10 財政検討委員会設置内規 9(2)-54-11 財政検討委員会答申書（第一次）
(3) 学校法人の業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか							
a	◎必要な事務組織を整備し、職員を配置していること。	学校法人及び法人が設置する学校の事務組織について、事務組織規程に各部署の任務及び基本的所管業務を定めるとともに【9(3)-54-1】、各事務室・課に分掌される業務の具体的細目については、事務室・課ごとの分掌事項を記した事務分掌内規を各事務部において定めている。2014年4月現在の事務組織は14部・3室から成る56事務室・課体制である。 また、各部門・部署には事務管理職として、部長・室長、事務長・課長を置き、さらに調査役、一般職を適所に配置している。事務管理職は「職務権限規程」【9(3)-54-2】に基づき、担当理事、大学役職者の命を受け、職務を遂行している。人員配置に関しては、毎年、業務量・業務内容を把握するため、各部署が業務分担表を作成し、人事課へ提出することとしている。また、人事異動に際しては、総務部長及び人事課長が各部門長にヒアリングをし、部署の現状・要望を把握しながら人員配置を決定している。なお、各事務部の人員配置については部長の権限において配置換えできることとしている。					9(3)-54-1 事務組織規程 9(3)-54-2 事務管理職職務権限規程
		事務職員の定員管理については、通常期においては増員が困難であり、退職者補充が原則ではあるが、中野キャンパス開設に向けた要員確保や大学の重点施策である国際化、研究支援等の業務強化のために即戦力となり得る既卒者の採用が認められ、2014年5月における専任事務職員数は563名となり、2007年度の480名からこの6年間で約80名増員している。また、専任職員以外にも特別嘱託職員を採用し、G P等の補助金事業の推進サポートやキャリア支援、情報メディア関係、学生相談等の専門的な技術や資格が必要な業務を担当させている。本学では直接雇用とすることで業務の継続性確保と業務ノウハウの蓄積に繋げ、事務組織全体の強化を図っている。					

法人自己点検・評価委員会

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	目的・目標	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
(4) 事務組織の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか							
a ●事務職員の資質向上に向けた研修などを行うことによって、改善につながっているか。	大学の「質」の保証に資するために人事育成に関する目標を共有する。	事務職員の人材育成とモチベーション向上を目的に業務実績評価（目標達成度評価を含む）と行動評価制度を組み合わせた新人事評価制度を実施している。目標管理制度を導入したことにより、組織の中で職員自身がやるべきことを明確化し、目標達成に向けて主体的に業務に取り組む仕組みを構築している。また、行動評価においては、資格ごとに定義された行動基準と実際の行動を照らし合わせることで、本人と組織が期待する姿のギャップを顕在化させ、更なる自己成長への動機づけとしている【9(4)-54-1】。現在、人事評価自体は限られた範囲でしか処遇と結びつけていないが、職員の中に目標達成に対する意識が向上してきている。					9(4)-54-1 人事評価マニュアル
		職員に求められる人材像として定義した「プロフェッショナル人材」を念頭に置き、職員人事委員会にて毎年策定している職員研修基本計画に基づき、研修制度を体系立てて実施している。「第1種研修」（法人が主催するもの）、「第2種研修」（外部団体が主催するもの）、「大学院在学研修」等により、専門性の向上と業務の効率化を図ることを目的としている【9(4)-54-2】。また、大学のグローバル化に資する研修制度にも力を注いでおり、2013年8月にはワシントン大学へ11名の職員を派遣し、海外大学の実務プロセスを学んだ。研修終了後には法人役員向けに報告会を開催し、研修成果を確認できるようにしている。さらに、2014年度からは系列法人化している国際大学に研修者を派遣した。国際大学からは研修者の受入れも実施し、相互に職員が交流することによって組織全体の活性化に繋げている。	研修制度の有効性として、職員の研修・派遣等は、計画どおりに実行されており、自発的参加者（第2種研修）も多い。特に学外の各種団体への出向や派遣を業務能力の伸長を図るための機会と捉えており、派遣経験のある職員は経験と見識を活用して職務を遂行することにより成果を上げ、昇格試験に合格し、職場の中核として活躍している者も多い。		今後、ますます大学財政が厳しい状況となることが予想されるため、それに対応できる経営センスや交渉力を高めることを重点目標とした研修計画を立案していく。また、学外団体における第2種研修は、本学の関係者以外との接点が多く、業務で得られる知識とは別種の知見による気づきも多いため、今後も職員が参加できるよう配慮していく。		9(4)-54-2 2013年度職員研修基本計画

基準10 内部質保証システム

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	目的・目標	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに	
			効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述		
(1) 学校法人の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。								
a	◎自己点検・評価を定期的を実施していること。 ◎自己点検・評価の結果を公表していること。	恒常的に自己点検・評価を実施し、明治大学の改革に効果的に活用するための制度・体制を確立する。	法人では、毎年、「法人自己点検・評価委員会設置内規」【10(1)-54-1】に基づき、法人自己点検・評価委員会を実施しており、各法人部署が作成した報告書を、全学的な視点から点検・評価している。公表については、法人部門の内容を含めた報告書を、取りまとめ部署である評価情報事務室が本学ホームページで広く社会に公表している。					10(1)-54-1 法人自己点検・評価委員会設置内規
b	◎受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、必要な情報を公表していること。 ※財務関係書類(事業報告書等) ※学校教育法等法令によるもの ※情報公開請求への対応		「情報公開」として学校教育法施行規則等の一部改正に伴う教育情報に関する内容を「教育情報の公表」【10(1)-54-2】、法人経営に係る内容を本学ホームページの「事業計画書、事業報告書、財政状況」の各ページにおいて年度初めに公表している【10(1)-54-3~5】。本学の保有する個人情報の開示等請求については「個人情報の保護に関する規程」【10(1)-54-6】に基づき、手続き、窓口等をホームページに明示している【10(1)-54-7】。個人情報保護関係では、「学校法人明治大学個人情報保護方針」【10(1)-54-8】、「図書館における個人情報の保護に関する要綱」【10(1)-54-9】及び「学校法人明治大学個人情報取扱ガイドライン」【10(1)-54-10】を定め、教職員が適切に個人情報を取扱うよう管理体制を整えとともに、新入職員研修その他の研修を企画・実施し、意識の徹底に努めている。					10(1)-54-2 情報公開ホームページ「教育情報の公開」 10(1)-54-3 情報公開ホームページ「事業計画書」 10(1)-54-4 情報公開ホームページ「事業報告書」 10(1)-54-5 情報公開ホームページ「財政状況」 10(1)-54-6 個人情報の保護に関する規程 10(1)-54-7 個人情報保護方針ホームページ 10(1)-54-8 学校法人明治大学個人情報保護方針 10(1)-54-9 図書館における個人情報の保護に関する要綱 10(1)-54-10 学校法人明治大学個人情報取扱ガイドライン
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか								
a	●質保証を積極的に行うための方針を明らかにし、内部質保証システムを整備しているか。 ①内部質保証の方針と手続きの明確化 ②内部質保証を掌る組織の整備 ③自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立 ④構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底	恒常的に自己点検・評価を行い、これを踏まえて事業計画等を策定に、自ら大学運営の改善を促す。	本学では、建学の精神、理念・使命、人材養成その他教育研究上の目的及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進するため、明治大学「内部質保証の方針」を定め、方針、組織体制、関係校規を明示している【10(2)-54-1】。「内部質保証の方針」では、点検・評価を行う「自己点検・評価 全学委員会」「各学部教授会・研究科委員会等及び各学部等自己点検・評価委員会」「自己点検・評価 評価委員会」の役割を定めるとともに、点検・評価から年度計画・予算システムへ連動させることを方針として掲げている。構成員のコンプライアンス意識の徹底に関しては、法令順守の精神に則り、教育・研究を行う高等教育機関としての社会的な責任を果たすため、各種の分野に応じ、必要な校規を設けるとともに、それに定めるところにより教育・研究活動及びその支援業務を行うことにより、コンプライアンスの徹底を図っている。研究関係では、「明治大学研究者行動規範」【10(2)-54-2】、「明治大学利益相反ポリシー」【10(2)-54-3】等、情報システム関係では、「明治大学情報セキュリティポリシー」【10(2)-54-4】等、ハラスメント関係では、「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」【10(2)-54-5】等を定めている。					10(2)-54-1 内部質保証の方針 10(2)-54-2 明治大学研究者行動規範 10(2)-54-3 明治大学利益相反ポリシー 10(2)-54-4 明治大学情報セキュリティポリシー 10(2)-54-5 明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程

法人自己点検・評価委員会

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	目的・目標	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述	Alt + Enterで箇条書きに
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか								
a ●そのシステムを適切に機能させ、改善に結びつけているか。 ①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 ②データベース化の推進 ③学外者の意見の反映 ④文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応	法人及び設置学校における社会的責任・公共性に鑑み、社会に対する説明責任や教育研究の質の向上を進める。	法人経営、予算面からの内部質保証システムとして、評議員会に設置される「予算委員会」の役割がある。評議員会は、理事会が策定した予算案の審議に際して予算委員会を設置し、予算を精査し「(各年度)予算委員会審議報告書」【10(3)-54-1】を作成する。報告書では、予算案承認の可否に続いて「事業計画の実行及び予算の執行にあたって求められる基本姿勢」と「要望事項」を示し、理事会に対して要望事項に対する検討結果の報告を求めている。これに対して理事会は、当該年度末に「(各年度)予算委員会要望事項について(報告)」【10(3)-54-2】として、理事会の意思決定、予算執行を振り返った結果を報告する仕組みとなっている。理事会は、意思決定、予算執行の側面から、評議員会の求めに応じて自ら点検・評価を行い、これを評議員会に報告するシステムとなっており、その結果は評議員会における次年度の事業計画や予算承認の検討に反映される。なお、予算委員会は教職員の身分のある評議員と学外有識者の評議員がほぼ半数で構成されており、学外有識者の関与という視点からも重要である。 なお、「法人部門の自己点検・評価」については、総務担当常勤理事を議長とし、法人事務部長と学外有識者を交えた「法人自己点検・評価委員会」が組織されている。法人運営を学外の意見を踏まえながら自己評価する仕組みが整っている。 法人及び設置学校の活動内容に関するデータベース化の推進として、当該年度の大学の活動記録である「学事記録」【10(3)-54-3】と、年度推移や他大学との比較に焦点をあてた「本学の概況資料集」【10(3)-54-4】を、経営企画部企画課が作成している。これらは役員をはじめとして、評議員、学内役職者及び学内関連部署に配布するとともに、「本学の概況資料集」のデータをM I C Sに掲載し、教学の発展方策や経営判断資料作成など多面的な利用に供することとしている。						10(3)-54-1 2013年度予算委員会審議報告書(学校法人明治大学評議員会) 10(3)-54-2 2013年度予算委員会要望事項について(報告) 10(3)-54-3 2012年度学事記録 10(3)-54-4 2012年度本学の概況資料集